

熊本県公報

第 1 1 4 8 9 号
平成 18 年 12 月 6 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○救急医療機関に関する認定.....(医療政策総室)	1
○身体障害福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定.....(障害者支援総室)	2
○障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する医療機関(育成医療・更生医療)の指定.....(")	2
○八代都市計画臨港地区の変更.....(都市計画課)	2
○玉名都市計画道路の変更.....(")	3
○道路の区域変更.....(道路保全課)	3
○ "	3
○道路の供用開始.....(")	4
○ "	4
○ "	4
公 告	
○定款変更認可.....(農村計画・技術管理課)	5
○特定非営利活動法人の設立認証申請.....(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	5
○ "	5
○男性警察官用短靴の購入に係る一般競争入札後の落札者決定.....(管理調達課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づく届出.....(商工政策課)	6
○ "	6
○野菜指定産地生産出荷近代化計画の概要.....(園芸生産・流通課)	7
○熊本県外に主たる営業所を有する建設業者の平成 19 年度における競争入札参加資格審査申請(追加)の受付.....(監理課)	8
○測量、建設コンサルタント業者等の平成 19 年度における競争入札参加資格審査申請(追加)の受付.....(")	10
○県営土地改良事業の工事完了.....(農村計画・技術管理課)	13
○平成 18 年度熊本県情報セキュリティ監査業務委託に係る一般競争入札の実施.....(情報企画課)	14
登 載 依 頼	
○裁決手続開始決定.....(用地対策課)	16
○ "	17
○ "	20
○熊本県立図書館システム用サーバ等一式及び端末機器等一式並びに周辺機器等一式の調達に係る一般競争入札.....(社会教育課)	26
○熊本県立図書館システム用機器等の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等.....(")	31
○熊本県森林審議会の開催.....(森林整備課)	31

告 示

熊本県告示第 1214 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
大橋通クリニック	山鹿市大橋通 703	平成 18 年 11 月 26 日から 平成 21 年 11 月 25 日まで

熊本県告示第 1215 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
泌尿器科	中村 武利	平成 18 年 11 月 10 日	宇賀岳病院 宇城市松橋町松橋 1455 番地 1
整形外科	塩川 徳	平成 18 年 11 月 10 日	にしくまもと病院 下益城郡富合町古閑 1012 番地
外科	堀江 英親	平成 18 年 11 月 10 日	小国公立病院 阿蘇郡小国町大字宮原 1743 番地
泌尿器科	右田 敦	平成 18 年 11 月 10 日	健康保険八代総合病院 八代市松江城町 2 番 26 号
外科	谷川 廣一	平成 18 年 11 月 10 日	蘇春堂球磨病院 人吉市上青井町 176 番地
内科	山口 康平	平成 18 年 11 月 10 日	堤病院 人吉市下林町 232 番地
内科	中島 正臣	平成 18 年 11 月 10 日	水俣市立明水園 水俣市浜 4076 番地
呼吸器科	長 勇	平成 18 年 4 月 1 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地
整形外科	米村 憲輔	平成 18 年 4 月 1 日	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋 2659 番地
整形外科	川添 泰弘	平成 17 年 9 月 1 日	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 八代市竹原町 1670 番地
整形外科	原田 香苗	平成 17 年 9 月 1 日	にしくまもと病院 下益城郡富合町古閑 1012 番地

熊本県告示第 1216 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
さくら調剤薬品菊陽店	菊池郡菊陽町津久礼 3009 番地 3	調剤	平成 18 年 11 月 10 日
生活の杜薬局	菊池郡菊陽町津久礼 3310 番地	調剤	平成 18 年 11 月 10 日
小国調剤薬局	阿蘇郡小国町宮原 1735 番地 9	調剤	平成 18 年 11 月 10 日
有限会社くすりのエス エス堂きりん本町薬局	球磨郡あさぎり町免田東 1497 番地	調剤	平成 18 年 11 月 10 日
はらだ調剤薬局	八代市萩原町二丁目 11 番 2 号	調剤	平成 18 年 11 月 10 日
有限会社あかね薬局	水俣市天神町一丁目 3 番 14 号	調剤	平成 18 年 11 月 10 日
(有)くすりのエスエス堂 薬局城本店	人吉市下城本町九反田 1434 番地	調剤	平成 18 年 11 月 10 日
御所浦薬局	天草市御所浦町御所浦 2852 番地 7	調剤	平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1217 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20

条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
八代都市計画臨港地区 八代港臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市港町地先
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 1218 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
玉名都市計画道路 3・4・2 号築地大倉線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
玉名市大字築地字下原、字芝ヶ浦、字今現堂、字萩尾前、字除ヶ口、字修理田、大字岱明町野口字大原、字北尾崎、字上川原、大字中字川原、字田島、字池尻、字寺畑、字内田、字前、大字亀甲字上畑、字東、字長畑、字南岩原、大字繁根木字田ノ淵、字堂ノ後、字北、字横町、字下町、大字高瀬字本町、大字秋丸字上中州、大字大倉字川原の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 1219 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266 号	宇城市三角町前越字清水 1792 番 2 地先から 同町郡浦字堂ノ本 829 番 3 地先まで	前	6.3 ～ 64.2	2365.9	旧道移管
				11.6 ～ 95.6	2224.9	
			後	11.6 ～ 95.6	2224.9	

- 2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 6 日

熊本県告示第 1220 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	小川八代 線	八代市東陽町小浦字屋形原 1283 番 3 地先から 同町小浦字馬床 1905 番 2 地先まで	前	3.5	151.9	道路改良
			後	9.2		
			前	6.4	144.0	
			後	32.6		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 12 月 6 日

熊本県告示第 1221 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	北外輪山大津線	菊池郡大津町大字大津字上井迫 2464 番 1 地先から 同 所 1823 番 7 地先まで	300	交差点改良

2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 6 日

熊本県告示第 1222 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本山鹿自 転車道線	熊本市釜尾町字耳取 177 番 4 地先から 同 所 179 番 8 地先まで	55.0	仮設道路

2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 6 日

熊本県告示第 1223 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
		球磨郡球磨村大字神瀬丁字荒谷		

一般県道	高沢一勝地 線	同 所	12 番 27 地先から 12 番 24 地先まで	132	緊 道 整
------	------------	-----	----------------------------------	-----	-------

2 供用を開始する期日 平成 18 年 12 月 13 日

公 告

熊本県公告第 877 号

山鹿市山鹿土地改良区理事長福山隆から平成 18 年 10 月 23 日付けで申請のあった定款変更については、平成 18 年 11 月 27 日付けで認可した。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 878 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 11 月 14 日
- 2 名称
NPO 法人ブレイズ熊本
- 3 代表者の氏名
野元 恒兵
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市新外三丁目 1-102 サキヤマハイアットビル 202 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の幼児・小学生・中学生及び青少年を対象に、スポーツの普及・育成、競技力・指導力の向上に関する事業を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 879 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 11 月 21 日
- 2 名称
NPO 法人スポーツクラブ・エスペランサ熊本
- 3 代表者の氏名
光永 誠司
- 4 主たる事務所の所在地
八代郡氷川町 梶 1239 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、全ての人に対して、スポーツ全般の普及・発展をはかり、地域の人々と親睦を深め生涯素晴らしい環境でスポーツを楽しめるような活気あるまちづくりを目指し、スポーツを中心とした青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

熊本県公告第 880 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
男性警察官用短靴 2,465 足
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

- 3 落札者を決定した日
平成 18 年 10 月 20 日
- 4 落札者の名称及び住所
ミドリ安全熊本株式会社 代表取締役 小藤 政一
熊本市上水前寺二丁目 5 番 7 号
- 5 落札金額
12,501,247 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日 平成 18 年 9 月 1 日

熊本県公告第 881 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ阿蘇店
阿蘇市一の宮町大字宮地字万五郎 4741-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ナフコ 代表取締役社長 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ナフコ 代表取締役社長 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 19 年 7 月 15 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,057 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
85 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
20 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
38 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
34 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 7 時から午後 8 時まで
- 7 届出年月日
平成 18 年 11 月 14 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局総務振興課
平成 18 年 12 月 6 日から平成 19 年 4 月 6 日まで

熊本県公告第 882 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
第 3 シルクビル（熊本県熊本市大江四丁目 2 番 3 号）
熊本城屋（熊本県熊本市下通一丁目 3 番 10 号）
- 2 変更した事項及び変更の年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社ダイエー 代表取締役 樋口 泰行	株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹	平成 18 年 10 月 6 日

- 3 変更する理由
小売業者の代表者変更のため
- 4 届出年月日
平成 18 年 11 月 17 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 18 年 12 月 6 日から平成 19 年 4 月 6 日まで

熊本県公告第 883 号

野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 8 条及び第 9 条の規定により樹立及び変更した野菜指定産地生産出荷近代化計画の概要を同法第 9 条の規定により公告する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 野菜指定産地名 宇土熊本
- (1) 区域 熊本市（旧天明町）及び宇土市
- (2) 指定野菜の種別 夏秋トマト
- (3) 生産出荷近代化計画変更年月日 平成 18 年 11 月 24 日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
機械選果導入を契機とした産地拡大を実現し、生産量確保のため、トマト黄化葉巻病の防除対策を徹底し、生産の安定を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
作付面積 21 ヘクタール
生産数量 675 トン
出荷数量 715 トン
- 2 野菜指定産地名 西合志
- (1) 区域 菊池市（旧泗水町）及び合志市
- (2) 指定野菜の種別 夏秋きゅうり
- (3) 生産出荷近代化計画変更年月日 平成 18 年 11 月 24 日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
地域における秋野菜の主力品目として、紫外線カットフィルムなど新資材の実証試験を行い、病害の発生を抑え安定生産と産地の維持拡大を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
作付面積 18 ヘクタール
生産数量 484 トン
出荷数量 425 トン
- 3 野菜指定産地名 八代
- (1) 区域 八代市（旧鏡町）及び氷川町
- (2) 指定野菜の種別 ばれいしょ
- (3) 生産出荷近代化計画樹立年月日 平成 18 年 11 月 24 日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
い草との複合経営を中心とし、暗渠・明渠排水の設置や客土・土壌改良資材の投入で土壌の改善を行い、品質・収量の安定により、産地の拡大を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
作付面積 99 ヘクタール
生産数量 2,143 トン
出荷数量 1,693 トン
- 4 野菜指定産地名 八代
- (1) 区域 八代市及び氷川町
- (2) 指定野菜の種別 冬レタス
- (3) 生産出荷近代化計画樹立年月日 平成 18 年 11 月 24 日
- (4) 指定野菜の生産及び出荷の近代化に関する事項
機械化による労力の軽減により作付け規模の拡大につなげるとともに、契約販売の推進により農家所得を安定させ、産地の拡大を図る。
- (5) 作付面積、生産数量及び出荷数量に関する事項
平成 23 年度を目標年度とする計画は次のとおりとする。
作付面積 60 ヘクタール
生産数量 1,078 トン
出荷数量 960 トン

熊本県公告第 884 号

平成 19 年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有するものが、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の受付
 - (1) 申請方法
 - ア 電子申請（インターネットにより利用可能な者は、熊本県電子申請受付システム「よろず申請本舗（<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>）」により申請すること。）
 - イ 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
 - ウ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
 - (2) 受付期間
 - ア 電子申請の場合
平成 19 年 1 月 17 日（水）から平成 19 年 1 月 26 日（金）まで（必着）
 - イ 郵送の場合
平成 19 年 1 月 17 日（水）から平成 19 年 1 月 26 日（金）まで（1 月 26 日の消印有効）
 - ウ 持参の場合
平成 19 年 1 月 24 日（水）から平成 19 年 1 月 26 日（金）まで
受付時間：午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
 - (3) 提出先
 - ア 郵送の場合
〒 862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県土木部監理課建設業係
 - イ 持参の場合
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室
- 2 審査対象期間
平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間に決算期が属する営業年度
- 3 提出書類及び提出部数
 - (1) 新規申請の場合

	提出書類	提出部数
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事） ※電子申請の場合はインターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を、郵送により 1 部提出すること。	2 部
2	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※完成工事高を 3 年平均で選択している場合は、審査済の経営事項審査申請書の工事種類別工事高の写しを併せて提出すること。 ※受付期限までに当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済の経営事項審査申請書及び工事種類別完成工事高、経営状況分析結果通知書の写しを受付期間中に提出し、平成 19 年 2 月 9 日（金）までに当該通知書を提出すること。	1 部
3	年間委託状 ※原本に限る。委任を行う場合に限る。	1 部
4	使用印鑑届 ※原本に限る。	1 部
5	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面。	1 部
6	現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し ※委任先がある場合のみ提出 ※営業所が一つである都道府県知事許可業者は提出不要 ※別表の内容を別紙として作成している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。 ※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届書に添付された別表の写しを提出すること。 ※写しは A4 版に縮小コピーすること。	1 部

7	国税の納税証明書（法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。	1 部
8	熊本県税の納税証明書（その 6 等） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1 部
9	〈申請日現在において、ISO9000 又は 14000 シリーズの認証を受けている場合のみ〉 審査登録証等の写し ※ ISO の認証機関である財団法人日本適合性規格認定協会（JAB）又は JAB と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。 ※申請日現在において有効であるもの。	1 部

※電子申請の場合、上記 1 から 9 までの提出書類のうち該当するものについては、郵送により 1 部提出すること。
 (2) 申請業種の変更の場合

	提出書類	提出部数
1	一般競争（指名競争）参加者資格審査変更申請書（県外工事・申請業種の変更） ※本表で新たに発注を希望する業種の審査を行う。	2 部
2	審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※完成工事高を 3 年平均で選択している場合は、審査済みの経営事項審査申請書の工事種類別完成工事高の写しを併せて提出すること。 ※受付期限までに当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済みの経営事項審査申請書及び工事種類別完成工事高、経営状況分析結果通知書の写しを受付期間中に提出し、平成 19 年 2 月 9 日（金）までに当該通知書を提出すること。	1 部
3	現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し又はその他建設業許可を有することを証する書面	1 部
4	現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し ※営業所が一つである都道府県知事許可業者は提出不要 ※別表の内容を別紙として作成している場合は、当該別紙についても写しを提出すること。なお、当該別紙は各営業所ごとに許可業種が明記されているものに限る。 ※許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があつた場合は、当該変更届出書に添付された別表の写しを提出すること。 ※写しは A4 版に縮小コピーすること。	1 部
5	国税の納税証明書（法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。	1 部
6	熊本県税の納税証明書（その 6 等） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1 部

4 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づき、競争入札参加資格の有無について審査を行う。ただし、3 に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けないものとする。

ア 申請直前 2 か年の営業年度における工事实績がない業種

イ 委任先（熊本県と契約を締結する権限を有する営業所等）に許可がない業種

ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。

- (2) 審査の結果は、平成 19 年 3 月末までに文書で通知する予定。
- 5 競争入札参加資格の有効期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 6 注意事項
- (1) 書類は、黄色の A4 のフラットファイルに綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「変更」の別、商号及びふりがなを明記すること。なお、提出書類については、3 に掲げる順番で綴ること。
- (2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1 か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する。」という申請はできない。
- (3) 入札参加資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。
- (4) 「変更」申請者（平成 18 年度又は 19 年度において競争入札参加資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加資格を希望する者。）については、可能な限り平成 18 年 3 月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。
- 7 問い合わせ先
- (1) 申請書全般
熊本県土木部監理課建設業係
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 電話 096-333-2485
- (2) 電子申請関係
熊本県電子自治体コールセンター 電話 096-334-1592

熊本県公告第 885 号

平成 19 年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の受付
- (1) 申請方法
- ア 電子申請（インターネットにより利用可能な者は、熊本県電子申請受付システム「よろず申請本舗（<http://www.shinseihonpo.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp>）」により申請すること。）
- イ 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
- ウ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
- (2) 受付期間
- ア 電子申請の場合
平成 19 年 1 月 17 日（水）から平成 19 年 1 月 26 日（金）まで（必着）
- イ 郵送の場合
平成 19 年 1 月 17 日（水）から平成 19 年 1 月 26 日（金）まで（1 月 26 日の消印有効）
- ウ 持参の場合
平成 19 年 1 月 24 日（水）から平成 19 年 1 月 26 日（金）まで
受付時間：午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- (3) 提出先
- ア 郵送の場合
〒 862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県土木部監理課建設業係
- イ 持参の場合
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室
- 2 審査対象期間
平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間に決算期が属する営業年度
- 3 受付業種
- (1) 測量業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) 白あり駆除関係業務
- なお、(1) から (5) までの業務の詳細な分類については、競争入札参加者資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（別記様式 1）を参照すること。
- 4 提出書類及び提出部数
- (1) 新規申請の場合

	提出書類	提出部数
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等） ※電子申請の場合はインターネット申請時に印刷できる帳票（申請書）を、郵送により 1 部提出すること。	2 部
2	申請書別表 ※登録を受けている事業、測量等実績高、有資格者数について記載すること。	1 部
3	年間委任状 ※原本に限る。委任を行う場合に限る。	1 部
4	使用印鑑届 ※原本に限る。	1 部
5	登録証明書等 1 測量業務の申請者 測量法（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号）第 55 条の規定による登録を証する書面の写し 2 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定による登録を証する書面の写し 3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号） ○地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号） ○補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号） ○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 24 条の規定	各 1 部
6	測量等実績調書	1 部
7	技術者経歴書	1 部
8	商業登記簿謄本の写し（法人の場合）又は身元証明書の写し（個人の場合） ※発行後、3 か月以内のもの	1 部
9	国税の納税証明書（法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。	1 部
10	熊本県税の納税証明書（その 6 等） ※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。	1 部
11	〈申請日現在において、ISO9000 又は 14000 シリーズの認証を受けている場合のみ〉 審査登録証等の写し ※ ISO の認証機関である財団法人日本適合性規格認定協会（JAB）又は JAB と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの。 ※委任先（委任先がなければ本社）で取得していること。 ※申請日現在において有効であるもの。	1 部
<p>※電子申請の場合、上記 1 から 11 までの提出書類のうち該当するものについては、郵送により 1 部提出すること。 なお、2、6 及び 7 については電子申請の際に添付書類として添付できるが、郵送でも 1 部提出すること。</p> <p>(2) 申請業種の変更の場合</p>		
	提出書類	提出部数
1	競争入札参加者資格審査変更申請書（測量・建設コンサルタント業者等） ※本書で発注を希望する業種の審査を行う。	2 部
2	申請書別表 ※登録を受けている事業、測量等実績高、有資格者数について記載すること	1 部

3	<p>登録証明書等</p> <p>1 測量業務の申請者 測量法（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号）第 55 条の規定による登録を証する書面の写し</p> <p>2 建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定による登録を証する書面の写し</p> <p>3 その他の業種の申請者 下記の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し ○建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号） ○地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号） ○補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号） ○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 24 条の規定 ※新たに申請する業種に限る。</p>	1 部
4	<p>測量等実績調書</p> <p>※新たに申請する業種に限る。</p>	1 部
5	<p>技術者経歴書</p> <p>※新たに申請する業種に限る。</p>	1 部
6	<p>国税の納税証明書（法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2）</p> <p>※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。</p>	1 部
7	<p>熊本県税の納税証明書（その 6 等）</p> <p>※未納税額がないことが記載されているもの。 ※証明年月日が申請書提出日の 3 か月以内のもの。写し可。 ※熊本県内に営業所等を有しない者は除く。</p>	1 部

※電子申請の場合、上記 1 から 7 までの提出書類のうち該当するものについては、郵送により 1 部提出すること。

なお、2、4 及び 5 については電子申請の際に添付書類として添付できるが、別に郵送で 1 部提出すること。

5 資格審査及び結果通知

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に基づき、競争入札参加資格の有無について審査を行う。ただし、4 に掲げる提出書類に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については審査の申請を受け付けないものとする。

ア 申請直前 2 か年の営業年度において実績がない業種（地質調査以外については、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要。）

イ 測量法（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号）第 55 条の規定による登録がない場合の測量業務

ウ 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定による登録がない建築関係建設コンサルタント業者の建築一般

エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が官公需適格組合証明基準に適合していると認められている場合は、この限りでない。

※測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の指名には該当する技術者が必要。

※土木関係建設コンサルタント業務の指名には 2 人以上の技術者が必要。

(2) 審査の結果は、平成 19 年 3 月末までに文書で通知する予定。

6 競争入札参加資格の有効期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

7 注意事項

(1) 書類は A4 のフラットファイル（熊本県内業者は青色、県外業者は緑色）に綴り、表紙及び背表紙に「新規」又は「変更」の別、商号及びふりがなを明記すること。なお、提出書類については、4 に掲げる順番で綴ること。

(2) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1 か所のみ申請することができるものとする。例えば「土木関係建設コンサルタント業務は本店、建築関係建設コンサルタント業務は支店で契約する。」という申請はできない。

(3) 入札参加資格申請若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、資格の認定はしない。

(4) 「変更」申請者(平成 18 年度又は 19 年度において競争入札参加資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加資格を希望する者。)については、可能な限り平成 18 年 3 月に本県が主たる営業所に通知した競争入札参加資格認定通知書の写しを提出すること。

8 問い合わせ先

(1) 申請書全般

熊本県土木部監理課建設業係
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 電話 096-333-2485

(2) 電子申請関係

熊本県電子自治体コールセンター 電話 096-334-1592

熊本県公告第 886 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	鹿本北部 (黒蛭工区) (山鹿市)	平成 15 年 1 月 8 日	平成 17 年 1 月 11 日	熊本県
区画整理	鹿本北部 (堂ヶ原工区) (山鹿市)	平成 16 年 2 月 20 日	平成 18 年 8 月 1 日	熊本県
区画整理	鹿本北部 (笹原工区) (山鹿市)	平成 12 年 11 月 2 日	平成 18 年 8 月 1 日	熊本県
区画整理	鹿本北部 (桑原工区) (山鹿市)	平成 16 年 1 月 9 日	平成 18 年 8 月 1 日	熊本県
区画整理	鹿本北部 (中小坂工区) (山鹿市)	平成 12 年 11 月 8 日	平成 18 年 8 月 15 日	熊本県
区画整理	鹿本北部 (高野工区) (山鹿市)	平成 12 年 10 月 12 日	平成 18 年 8 月 15 日	熊本県
区画整理	鹿本北部 (小栗工区) (山鹿市)	平成 15 年 12 月 26 日	平成 18 年 8 月 15 日	熊本県
区画整理	鹿本北部 (上吉田工区) (山鹿市)	平成 16 年 1 月 22 日	平成 18 年 8 月 15 日	熊本県
区画整理	鹿本北部 (麻生工区) (山	平成 12 年 11 月 8 日	平成 18 年 8 月 15 日	熊本県

	鹿市)			
区画整理	鹿本北部 (番所 1 工区) (山鹿市)	平成 14 年 10 月 18 日	平成 17 年 2 月 21 日	熊本県
区画整理	鹿本北部 (番所 2 工区) (山鹿市)	平成 13 年 1 月 9 日	平成 15 年 6 月 6 日	熊本県
区画整理	鹿本北部 (番所 3 工区) (山鹿市)	平成 13 年 10 月 26 日	平成 17 年 2 月 21 日	熊本県

熊本県公告第 887 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成 18 年度熊本県情報セキュリティ監査業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から平成 19 年 3 月 16 日（金）まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 18 年度熊本県情報セキュリティ監査業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 情報セキュリティ監査企業台帳（経済産業省）に登録されている者であること。
 - (3) 過去 2 年間に 1,000 人以上のユーザが利用するネットワークにおけるインターネット接続環境に係る装置について、遠隔地からのリモート検査等によるセキュリティ監査を行った実績を有すること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 6 の（3）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (7) 競争入札参加資格確認申請書を平成 18 年 12 月 14 日（木）午後 5 時までに熊本県地域振興部情報企画課管理班に提出し審査を受け、承認を受けた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、3 の（2）の場所

- に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2580
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年12月6日（水）から平成18年12月12日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が本競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望するものに対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年12月6日（水）から平成18年12月14日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格確認審査が本競争入札に間に合わないことがある。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課管理班（県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2143
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年12月6日（水）から平成18年12月19日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年12月20日（水）午後1時30分から
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館9階）
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年12月19日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、か

- つ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 設定しない。
- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県収用委員会公告第 64 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 宇土市
- 2 事業の種類
 宇土都市計画道路事業 3・5・6 号南段原線、3・5・4 号宇土駅本町線及び 3・5・5 号北段原線（熊本県宇土市入地町字入地、神馬町字城下及び字舞出並びに神合町字城下及び字宮下地内）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
不明 ただし、次の地番の 全部又は一部		田		1,390.08 ただし、各地番ごとの面積は 不明	436.95 ただし、各地番ご との面積は不明

34 番	田		667	
35 番	田		671	
36 番	田		59	

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

なし

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、以下に記載する土地所有者の全部又は一部

- 熊本県宇土市神馬町字城下 34 番の土地所有者
林田満輝
- 熊本県宇土市神馬町 203 番地
- 熊本県宇土市神馬町字城下 35 番の土地所有者
菅野由美子
- 神奈川県横浜市青葉区美しが丘一丁目 12 番地 18 第 5 松美 101 号
- 熊本県宇土市神馬町字城下 36 番の土地所有者
登記名義人 野口竹雄の法定相続人
- 野口英史 (持分 18 分の 3)
熊本県宇土市神馬町 173 番地
- 野口明石 (持分 18 分の 5)
ブラジル国サンパウロ州アララクアラ市リアショ グランデ農地
- 野口良江 (持分 18 分の 5)
ブラジル国サンパウロ州マットン市サンタ エレナ農地
- 野口幹二 (持分 18 分の 5)
ブラジル国サンパウロ州アララクアラ市ドナー マリア農地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 18 年 11 月 27 日

熊本県収用委員会公告第 65 号

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道 3 号改築工事 (南九州西回り自動車道 (20 工区)「日奈久芦北道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町田浦字大丸地内から同町花岡字伊徳庵地内まで)並びにこれに伴う農業用道路及び準用河川付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

- (1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
日添	180 番 4	山林	山林	10,006	10,006.94	504.02 (実測平面図収用の部分 2-1)
						654.25 (実測平面図収用の部分 2-2)

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

土地の所在 熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋

字	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用方法及び使用期間
		公簿	現況	公簿	実測		
日添	180 番 4	山林	山林	10,006	10,006.94	5.83 (実測平	別記 1

					面図使用 の部分 10-1)	
					12.15 (実測平 面図使用 の部分 10-2)	別記 1
					108.79 (実測平 面図使用 の部分 10-3)	別記 2
					137.48 (実測平 面図使用 の部分 10-4)	別記 2
					363.73 (実測平 面図使用 の部分 10-5)	別記 3
					885.82 (実測平 面図使用 の部分 10-6)	別記 4
					333.89 (実測平 面図使用 の部分 10-7)	別記 5
					316.89 (実測平 面図使用 の部分 10-8)	別記 6
					1,086.01 (実測平 面図使用 の部分 10-9)	別記 7
					15.69 (実測平 面図使用 の部分 10-10)	別記 8

別記1

- (1) 使用方法
高架橋工事（上部工）の落下防止柵設置に伴う上空の使用
- (2) 使用期間
明渡し期限の翌日から19箇月間

別記2

- (1) 使用方法
高架橋工事（下部工）の掘削に伴う地表の使用
- (2) 使用期間
明渡し期限の翌日から10箇月間

別記3

- (1) 使用方法
道路トンネルの新設に伴う地下使用
使用範囲は実測平面図使用の部分10-5の北端の東京湾平均海面の上34.656mと
実測平面図使用の部分10-5の南端の東京湾平均海面の上34.869mを直線で結んだ
線から下10.570mの範囲
- (2) 使用期間
施設の存続する限り

別記4

- (1) 使用方法
道路トンネルの新設に伴う地下使用
使用範囲は実測平面図使用の部分10-6の北端の東京湾平均海面の上37.319mと
実測平面図使用の部分10-6の南端の東京湾平均海面の上37.610mを直線で結んだ
線から下12.970mの範囲
- (2) 使用期間
施設の存続する限り

別記5

- (1) 使用方法
道路トンネルの新設に伴う地下使用
使用範囲は実測平面図使用の部分10-7の北端の東京湾平均海面の上36.610mと
実測平面図使用の部分10-7の南端の東京湾平均海面の上36.665mを直線で結んだ
線から下11.520mの範囲
- (2) 使用期間
施設の存続する限り

別記6

- (1) 使用方法
道路トンネルの新設に伴う地下使用
使用範囲は実測平面図使用の部分10-8の北端の東京湾平均海面の上33.095mと
実測平面図使用の部分10-8の南端の東京湾平均海面の上33.204mを直線で結んだ
線から下10.570mの範囲
- (2) 使用期間
施設の存続する限り

別記7

- (1) 使用方法
道路トンネルの新設に伴う地下使用
使用範囲は実測平面図使用の部分10-9の北端の東京湾平均海面の上35.654mと
実測平面図使用の部分10-9の南端の東京湾平均海面の上35.685mを直線で結んだ
線から下12.970mの範囲
- (2) 使用期間
施設の存続する限り

別記8

- (1) 使用方法
道路トンネルの新設に伴う地下使用
使用範囲は実測平面図使用の部分10-10の北端の東京湾平均海面の上34.685mと
実測平面図使用の部分10-10の南端の東京湾平均海面の上34.672mを直線で結んだ
線から下11.520mの範囲
- (2) 使用期間
施設の存続する限り

4 土地所有者の氏名及び住所

楠原真秀

熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋176番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成18年11月27日

熊本県収用委員会公告第 66 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川白川水系白川改修工事（薄場地区・左岸・熊本県熊本市野口一丁目地内から同市薄場二丁目地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県熊本市薄場二丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
又 687 番	畑	雑種地	1,689	3,032.36	3,032.36
又 688 番	畑	雑種地	1,533	2,705.13	2,705.13
又 693 番	畑	雑種地	208	321.58	321.58

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地
な し

- 4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、登記名義人 38 名

38 名共有者

登記名義人友枝幸人（持分 38 分の 1）の相続人

吉田陽子（持分 152 分の 1）

北海道札幌市北区北 25 条西十三丁目 2 番 1-402 号

田中久子（持分 152 分の 1）

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 142 番地 11

大島敏子（持分 152 分の 1）

熊本県熊本市湖東三丁目 18 番 15 号

友枝幸雄（持分 152 分の 1）

福岡県福岡市西区内浜一丁目 6 番 4-213 号

登記名義人原田清人（持分 38 分の 1）の相続人

村上和代（持分 152 分の 1）

熊本県熊本市月出六丁目 4 番 5-502 号

野田貴美代（持分 152 分の 1）

熊本県宇土市走潟町 342 番地 10

原田恵司（持分 152 分の 1）

熊本県熊本市土河原町 252 番地 2

小田安子（持分 152 分の 1）

熊本県熊本市島町一丁目 7 番 17 号

友枝ミチ（持分 38 分の 1）

福岡県太宰府市都府楼南二丁目 16 番 45-323 号

登記名義人友枝敬一（持分 38 分の 1）の相続人

西克文（持分 570 分の 1）

神奈川県横浜市金沢区六浦東一丁目 35 番 6-F301 号

西隆次（持分 570 分の 1）

東京都練馬区関町北三丁目 14 番 24 号

西かおる（持分 570 分の 1）

神奈川県横浜市港南区上大岡西 3-3-9 301 号

友枝恵美子（持分 570 分の 3）

熊本県熊本市薄場二丁目 3 番 41 号

蔦美津子（持分 570 分の 3）

神奈川県横浜市港北区新吉田東五丁目 28 番 20 号

原田正子（持分 570 分の 3）

島根県出雲市下古志町 605 番地

友枝正次（持分 570 分の 3）

熊本県合志市野々島 5677 番地 49

登記名義人浅山ハツヨ（持分 38 分の 1）の相続人

稲津静子（持分 29,792 分の 240）

福岡県前原市大字高田 82 番地の 18

福田正勝（持分 29,792 分の 240）

熊本県熊本市薄場一丁目 12 番 8 号

黒木きぬ子（持分 29,792 分の 30）

東京都西東京市ひばりが丘北 4-1-12 セリーズひばりが丘 201 号室

菊川ふさ子（持分 29,792 分の 30）
熊本県熊本市呉服町一丁目 46 番地
黒木くみ子（持分 29,792 分の 30）
東京都港区東麻布一丁目 20 番 4 号ヴィラ西村 4FB 号
入江すず子（持分 29,792 分の 30）
大阪府東大阪市下小阪一丁目 13 番 4 号パシフィックリゾン小阪 201 号
豊住好子（持分 29,792 分の 46）
熊本県熊本市八景水谷二丁目 6 番 47 号
上野和子（持分 29,792 分の 23）
熊本県菊池市七城町砂田 1635 番地
豊住慎一（持分 29,792 分の 23）
熊本県熊本市八景水谷二丁目 6 番 47 号
酒井綾子（持分 29,792 分の 92）
熊本県熊本市保田窪本町 16 番 1 号
森瀬一行（持分 38 分の 1）
大阪府東大阪市稲田新町一丁目 5 番 18-208 号
森瀬正道（持分 38 分の 1）
山口県岩国市南岩国町二丁目 94 番 15 号
原田義光（持分 38 分の 1）
熊本県熊本市薄場二丁目 6 番 52 号
原田芳郎（持分 38 分の 1）
熊本県熊本市薄場二丁目 13 番 15 号
登記名義人寺島ツヤ（持分 38 分の 1）の相続人
米田博幸（持分 1,368 分の 1）
熊本県熊本市薄場二丁目 11 番 1 号
奥山セツ子（持分 1,368 分の 1）
熊本県熊本市薄場二丁目 2 番 16 号
米田義幸（持分 1,368 分の 1）
熊本県熊本市薄場三丁目 11 番 3 号
東勝美（持分 1,368 分の 1）
埼玉県狭山市入間川四丁目 1 番 17 号
米田勉（持分 1,368 分の 1）
熊本県熊本市薄場二丁目 14 番 87 号
江藤利恵子（持分 1,368 分の 1）
熊本県熊本市野口一丁目 2 番 33 号
米田セイ子（持分 1,368 分の 1）
熊本県熊本市出町 1 番 5-405 号
南喜久代（持分 1,368 分の 1）
熊本県熊本市薄場二丁目 11 番 22 号
米田きみよ（持分 1,368 分の 1）
熊本県熊本市薄場二丁目 11 番 1 号
安達和子（持分 1,368 分の 9）
福岡県八女市大字馬場 95 番地
寺島キクエ（持分 1,368 分の 9）
熊本県熊本市薄場二丁目 5 番 38 号
森永ユミ子（持分 1,368 分の 3）
熊本県熊本市薄場二丁目 5 番 25 号
森永良一（持分 1,368 分の 2）
熊本県菊池郡大津町大字陣内 1231 番地 1
森永清二（持分 1,368 分の 2）
熊本県熊本市薄場二丁目 5 番 25 号
森永博三（持分 1,368 分の 2）
熊本県熊本市薄場一丁目 5 番 6 号
登記名義人浅山ツル（持分 38 分の 1）の相続人
浅山至（持分 76 分の 1）
熊本県熊本市薄場二丁目 3 番 17 号
山川和子（持分 76 分の 1）
熊本県熊本市神水一丁目 7 番 24 号
浅山哲郎（持分 38 分の 1）
岐阜県土岐市下石町 304 番地の 468
寺島正一（持分 38 分の 1）
熊本県熊本市薄場三丁目 1 番 18 号
登記名義人原田久熊（持分 38 分の 1）の相続人
中原久子（持分 1,368 分の 6）
熊本県熊本市九品寺二丁目 8 番 11 号
馬場レイ子（持分 1,368 分の 6）
熊本県熊本市横手四丁目 21 番 4 号
原田節子（持分 1,368 分の 3）

熊本県熊本市薄場三丁目 2 番 25 号
 原田亀司 (持分 1,368 分の 1)
 熊本県熊本市島町三丁目 4 番 28 号
 原田都夫 (持分 1,368 分の 1)
 熊本県熊本市島町五丁目 4 番 31 号
 原田元雄 (持分 1,368 分の 1)
 熊本県熊本市龍田町弓削 682 番地 2
 原田良司 (持分 1,368 分の 6)
 熊本県熊本市小島下町 555 番地 5
 原田普利 (持分 1,368 分の 6)
 熊本県熊本市新町四丁目 4 番 39 号
 原田征司 (持分 1,368 分の 6)
 登記名義人熊本市薄場一丁目 5 番 48 号
 桑原楚千子 (持分 2,128 分の 8) の相続人
 熊本県熊本市高平一丁目 7 番 7 号
 出田多鶴子 (持分 2,128 分の 8)
 熊本県熊本市島町一丁目 11 番 2 号
 出田幸喜 (持分 2,128 分の 8)
 熊本県熊本市島町一丁目 11 番 23 号
 出田賢治 (持分 2,128 分の 8)
 栃木県小山市大字間々田 2376 番地 8
 草本勝 (持分 2,128 分の 2)
 神奈川県横浜市神奈川区六角橋六丁目 24 番 3-405 号
 草本知穂 (持分 2,128 分の 3)
 神奈川県横浜市神奈川区六角橋六丁目 24 番 3-405 号
 永江弥穂 (持分 2,128 分の 3)
 神奈川県川崎市幸区大宮町 26 番地 3 アーベインビオ川崎 3-1307
 西田勝子 (持分 2,128 分の 8)
 熊本県熊本市白藤一丁目 10 番 8 号
 出田普一 (持分 2,128 分の 8)
 登記名義人熊本市薄場二丁目 6 番 50 号
 米田博幸 (持分 342 分の 1) の相続人
 熊本県熊本市薄場二丁目 11 番 1 号
 奥山セツ子 (持分 342 分の 1)
 熊本県熊本市薄場二丁目 2 番 16 号
 米田義幸 (持分 342 分の 1)
 熊本県熊本市薄場三丁目 11 番 3 号
 東勝美 (持分 342 分の 1)
 埼玉県狭山市入間川四丁目 1 番 17 号
 米田勉 (持分 342 分の 1)
 熊本県熊本市薄場二丁目 14 番 87 号
 江藤利恵子 (持分 342 分の 1)
 熊本県熊本市野口一丁目 2 番 33 号
 米田セイ子 (持分 342 分の 1)
 熊本県熊本市出町 1 番 5-405 号
 南喜久代 (持分 342 分の 1)
 熊本県熊本市薄場二丁目 11 番 22 号
 米田きみよ (持分 342 分の 1)
 登記名義人熊本市薄場二丁目 11 番 1 号
 浅山勇一 (持分 38 分の 1) の相続人
 本田展代 (持分 76 分の 1)
 愛知県知多市にしの台三丁目 11 番地の 8 (小西ハイツ 2A)
 浅山哲治 (持分 76 分の 1)
 愛知県知多市にしの台二丁目 1104 番地の 7
 登記名義人森永利彦 (持分 38 分の 1) の相続人
 入江道子 (持分 8,208 分の 8)
 熊本県熊本市南町 32 番 6 号
 葛城直子 (持分 8,208 分の 4)
 大分県大分市府内町三丁目 7 番 32-1004 号 (グリーンヒル府内 5 番街)
 大和田和子 (持分 8,208 分の 4)
 神奈川県横浜市青葉区奈良二丁目 32 番地 22
 竹田星子 (持分 8,208 分の 8)
 大分県大分市末広町一丁目 6 番 33 号 (三和コーポ末広 1006)
 竹田頼満 (持分 8,208 分の 8)
 熊本県熊本市薄場町 50 番地
 竹田弘満 (持分 8,208 分の 8)

熊本県熊本市野口一丁目8番26号
島村美穂子（持分 8,208 分の 8）
熊本県熊本市良町二丁目5番144号
高田一行（持分 8,208 分の 3）
長崎県佐世保市黒髪町24番17号
高田博邦（持分 8,208 分の 1）
福岡県糟屋郡新宮町大字下府 840 番地 306NTT 新宮社宅 1146 号
高田裕子（持分 8,208 分の 1）
長崎県佐世保市黒髪町24番17号
吉瀬美佐子（持分 8,208 分の 1）
福岡県筑紫野市大字俗明院 158 番地（915 号）
西田矩子（持分 8,208 分の 6）
東京都西東京市ひばりが丘三丁目2番141-6号
高雄淳子（持分 8,208 分の 6）
長崎県佐世保市横尾町 62 番地 1
竹田正幸（持分 8,208 分の 6）
福岡県北九州市小倉北区貴船町 5 番 2 号
森永久子（持分 8,208 分の 24）
熊本県熊本市薄場一丁目10番5号
森永恵美子（持分 8,208 分の 24）
福岡県久留米市篠原町 2 番地 5 エバーライフ久留米中央 706 号
橋爪恭代（持分 8,208 分の 24）
熊本県熊本市二本木四丁目4番23号
大園トシ子（持分 8,208 分の 72）
大分県大分市東鶴崎二丁目5番21号
登記名義人渡邊ヨシ子（持分 38 分の 1）の相続人
渡邊高明（持分 456 分の 9）
熊本県熊本市楠一丁目19番2-144号
原田市子（持分 456 分の 1）
愛知県名古屋市中区鳩岡町一丁目5番地（鳩岡マンション 1002 号）
黒江洋子（持分 456 分の 1）
宮崎県宮崎市恒久南二丁目9番地 14 コーポ南宮崎 204 号
深川勝（持分 456 分の 1）
福岡県北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町 21 番 35 号
河瀬孝（持分 38 分の 1）
熊本県熊本市薄場一丁目9番20号
中路丈夫（持分 38 分の 1）
熊本県熊本市薄場一丁目11番1号
登記名義人藤田松彦（持分 38 分の 1）の相続人
仙波チヨ子（持分 1,824 分の 24）
熊本県熊本市薄場三丁目1番3号
藤田トミ子（持分 1,824 分の 12）
熊本県熊本市薄場一丁目8番33号
藤田直子（持分 1,824 分の 2）
福岡県福津市光陽台四丁目19番地の7
藤田知博（持分 1,824 分の 1）
熊本県天草市本渡町広瀬 129 番地
藤田里美（持分 1,824 分の 1）
福岡県福津市光陽台四丁目19番地の7
大田信子（持分 1,824 分の 4）
群馬県前橋市上新田町 678 番地 7
藤田信雄（持分 1,824 分の 4）
熊本県熊本市薄場一丁目8番33号
登記名義人松村輝義（持分 38 分の 1）の相続人
桃山初喜（持分 304 分の 2）
熊本県熊本市津浦町 3 番 24 号
桃山雄二郎（持分 304 分の 1）
千葉県市川市南八幡三丁目18番14-201号（ID 本八幡寮 B 棟）
桃山知子（持分 304 分の 1）
熊本県熊本市津浦町 3 番 24 号
宮崎英子（持分 304 分の 4）
熊本県上益城郡益城町大字広崎 954 番地 4
登記名義人荒砂寿八（持分 38 分の 1）の相続人
荒砂花子（持分 2,736 分の 6）
熊本県熊本市薄場一丁目8番1号
荒砂進一（持分 2,736 分の 3）
福岡県糟屋郡新宮町夜白五丁目12番1-718号
荒砂久雄（持分 2,736 分の 3）

熊本県熊本市帯山二丁目 2 番 27-605 号
 荒砂孝子 (持分 2,736 分の 6)
 福岡県北九州市小倉南区下曾根新町 15-5-402
 佐藤由紀子 (持分 2,736 分の 2)
 千葉県流山市野々下三丁目 760 番地の 32
 佐古野純子 (持分 2,736 分の 2)
 福岡県北九州市若松区大池町 7 番 6 号
 荒砂龍治 (持分 2,736 分の 2)
 福岡県北九州市小倉南区下曾根新町 15 番 5-402 号
 森瀬テル子 (持分 2,736 分の 6)
 熊本県熊本市薄場二丁目 13 番 8 号
 森瀬敏明 (持分 2,736 分の 2)
 熊本県熊本市薄場二丁目 13 番 6 号
 森瀬昭久 (持分 2,736 分の 2)
 広島県大竹市黒川三丁目 1 番 7 の 408 号
 森瀬幸治 (持分 2,736 分の 2)
 熊本県熊本市出水六丁目 17 番 28 号
 下山繁 (持分 2,736 分の 12)
 熊本県熊本市八分字町 2989 番地
 西村夕工子 (持分 2,736 分の 12)
 熊本県熊本市薄場一丁目 7 番 7 号
 中尾重春 (持分 2,736 分の 12)
 熊本県熊本市松尾町上松尾 1487 番地
 登記名義人藤川章 (持分 38 分の 1) の相続人
 藤川トシエ (持分 228 分の 3)
 熊本県熊本市薄場一丁目 6 番 38 号
 西山あや子 (持分 228 分の 1)
 三重県四日市市笹川九丁目 15 番地 2
 福田千津子 (持分 228 分の 1)
 熊本県熊本市薄場一丁目 6 番 38 号
 藤川功 (持分 228 分の 1)
 群馬県高崎市江木町 1607 番地 1 ドミール江木 303 号
 藤田六郎 (持分 38 分の 1)
 熊本県熊本市薄場一丁目 5 番 28 号
 登記名義人藤川保宏 (持分 38 分の 1) の相続人
 藤川照子 (持分 152 分の 2)
 熊本県熊本市薄場一丁目 5 番 23 号
 藤川則子 (持分 152 分の 1)
 熊本県熊本市薄場一丁目 5 番 23 号
 吉田美千代 (持分 152 分の 1)
 熊本県熊本市美登里町 744 番地 1
 登記名義人河瀬安雄 (持分 38 分の 1) の相続人
 河瀬シズヨ (持分 342 分の 3)
 熊本県熊本市薄場一丁目 5 番 15 号
 米村律子 (持分 342 分の 2)
 熊本県熊本市上代八丁目 22 番 13 号
 太田黒邦子 (持分 342 分の 2)
 熊本県熊本市薄場三丁目 10 番 38 号
 河瀬利昭 (持分 342 分の 2)
 熊本県熊本市薄場一丁目 5 番 15 号
 森永信俊 (持分 38 分の 1)
 熊本県熊本市薄場一丁目 5 番 11 号
 森永久美子 (持分 38 分の 1)
 熊本県熊本市薄場一丁目 5 番 12 号
 登記名義人荒木達雄 (持分 38 分の 1) の相続人
 荒木隆一 (持分 152 分の 1)
 熊本県熊本市薄場一丁目 1 番 80 号
 田尻早苗 (持分 152 分の 1)
 熊本県熊本市上代三丁目 12 番 8 号
 西田澄江 (持分 152 分の 1)
 熊本県熊本市萩原町 4 番 42 号
 秋永いつ子 (持分 152 分の 1)
 熊本県熊本市薄場三丁目 2 番 21 号
 登記名義人藤田ミヤコ (持分 38 分の 1) の相続人
 工藤新一 (持分 2,736 分の 4)
 福岡県宮若市上有木 2526 番地 2
 大塚徳幸 (持分 2,736 分の 4)
 愛知県岡崎市不吹町 14 番地 459

石川昌美 (持分 2,736 分の 4)
大分県豊後大野市三重町本城 2146 番地
金丸敬次 (持分 2,736 分の 12)
大分県竹田市荻町馬場 941 番地 5
黒木清信 (持分 2,736 分の 6)
山口県下関市大字内日上 2719
黒木昭徳 (持分 2,736 分の 3)
山口県下関市田倉御殿町二丁目 14 番地 5
鴛渕摂子 (持分 2,736 分の 3)
福岡県福岡市南区向新町二丁目 6 番 14-504 号
松本國恵 (持分 2,736 分の 12)
東京都江東区南砂五丁目 23 番 1 号
藤田啓一 (持分 2,736 分の 12)
兵庫県神戸市北区柏尾台 2 番地の 7
藤田秋雄 (持分 2,736 分の 12)
熊本県熊本市薄場一丁目 1 番 76 号
登記名義人一誠雄 (持分 38 分の 1) の相続人
清原成吉 (持分 76 分の 1)
奈良県奈良市朱雀二丁目 7 番地の 2
清原秀男 (持分 76 分の 1)
熊本県熊本市薄場一丁目 4 番 3 号
登記名義人藤田長実 (持分 38 分の 1) の相続人
西岡文子 (持分 114 分の 1)
熊本県熊本市島町一丁目 11 番 8 号
藤田健三 (持分 114 分の 1)
熊本県熊本市島町一丁目 11 番 17 号
池田高士 (持分 114 分の 1)
熊本県熊本市帯山五丁目 34 番 56 号
臼杵利徳 (持分 38 分の 1)
熊本県熊本市薄場一丁目 11 番 7 号
登記名義人荒砂正巳 (持分 38 分の 1) の相続人
荒砂芳子 (持分 152 分の 2)
熊本県熊本市薄場一丁目 4 番 26 号
荒砂裕一 (持分 152 分の 1)
熊本県熊本市薄場一丁目 4 番 13 号
上農香代子 (持分 152 分の 1)
熊本県熊本市薄場一丁目 4 番 26 号
出田幸義 (持分 38 分の 1)
熊本県熊本市薄場一丁目 4 番 16 号
登記名義人川口熊喜 (持分 38 分の 1) の相続人
秋月愛子 (持分 10,944 分の 16)
熊本県熊本市土河原町 598 番地
秋月美榮子 (持分 10,944 分の 16)
熊本県熊本市土河原町 598 番地
秋月廣光 (持分 10,944 分の 16)
熊本県熊本市土河原町 598 番地
靄田文子 (持分 10,944 分の 12)
熊本県下益城郡城南町大字阿高 149 番地
村田喜美子 (持分 10,944 分の 12)
熊本県熊本市新土河原一丁目 14 番 13 号
秋月清子 (持分 10,944 分の 6)
千葉県松戸市上本郷 3783 番地の 5
秋月勝博 (持分 10,944 分の 3)
千葉県松戸市上本郷 3783 番地の 5
濱岡美生 (持分 10,944 分の 3)
大阪府豊中市東豊中町六丁目 21 番 36-709 号
秋月清起 (持分 10,944 分の 12)
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗 4058 番地 12
秋月正敏 (持分 10,944 分の 24)
熊本県熊本市長嶺東五丁目 15 番 91 号
秋月法子 (持分 10,944 分の 12)
熊本県熊本市楠四丁目 6 番 2-312 号
梅田なぎさ (持分 10,944 分の 6)
熊本県熊本市龍田陣内一丁目 108-101 号
秋月真一郎 (持分 10,944 分の 6)
熊本県熊本市龍田陣内一丁目 108-101 号
土谷シズカ (持分 10,944 分の 48)
熊本県菊池市大琳寺 241 番地 14

- 田中晴夫（持分 10,944 分の 4）
 愛知県名古屋市中区天白区島田二丁目 808 番地
 田中直輝（持分 10,944 分の 4）
 愛知県名古屋市中区天白区植田本町二丁目 1312 番地（N.W.S II 201 号）
 加藤ゆかり（持分 10,944 分の 4）
 愛知県名古屋市中区千種区星ヶ丘二丁目 50 番地
 田中竹春（持分 10,944 分の 12）
 熊本県熊本市八島二丁目 7 番 15 号
 山中功（持分 10,944 分の 6）
 熊本県上益城郡益城町大字砥川 2307 番地 4
 山中冬美（持分 10,944 分の 3）
 熊本県荒尾市増永 2299 番地 2
 山中功治（持分 10,944 分の 3）
 熊本県熊本市中島町 1874 番地
 田中タツエ（持分 10,944 分の 12）
 熊本県熊本市四方寄町 1056 番地 1
 川口廣（持分 10,944 分の 36）
 熊本県熊本市薄場一丁目 10 番 45 号
 松井誠子（持分 10,944 分の 6）
 熊本県熊本市八景水谷三丁目 10 番 45 号
 川口智佳（持分 10,944 分の 6）
 熊本県熊本市薄場一丁目 10 番 45 号
 又は、熊本市力合校区（6 町内）薄場町自治会
 上記代表者 薄場町自治会会長 伊形寛治
 熊本県熊本市薄場一丁目 14 番 3 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 熊本県
 上記代表者 熊本県知事 潮谷義子
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 使用貸借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成 18 年 11 月 27 日

熊本県教育委員会公告第 19 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 12 月 6 日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 熊本県立図書館システム用サーバ等一式及び端末機器等並びに周辺機器等一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成 19 年 2 月 14 日から平成 24 年 2 月 13 日まで
 - (4) 納入期限 平成 19 年 2 月 13 日
 - (5) 納入場所 入札説明書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は 1 月当たりの借入代金で行います。見積もりに当たっては 60 月賃貸借料率で計算すること。
 （「入札書作成見本」参照）
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札価格の決定に当たっては、公正取引委員会の平成 13 年 1 月 31 日付け「官公庁等の情報システム調達における安値受注について」及び経済産業省大臣が同年 10 月 12 日に東京都の電子政府関連システム安値入札問題に関連して発表した談話を十分考慮すること。
 - エ 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - オ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年 5 月 12 日熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として、営業種目リース・レンタル（OA 機器）に登録された者であること。
 - (2) 納入しようとする物品の機能等証明書（別添様式）を平成 19 年 1 月 5 日（金）午後 5 時 30 分までに熊本県教育庁社会教育課に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者でなければならない。
 なお、提出した書類については説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- ない。
- 3 入札に参加できる者
2に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成19年1月5日午後5時30分までに熊本県教育庁社会教育課へ提出し、審査を受け承認を受けたことを証明する書類を入札時まで提出したもの。
- 4 契約条項を示す場所
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県教育庁社会教育課（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6692
ダイヤルイン 096-333-2697
(2) 入札説明書の交付
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 交付期限は、平成19年1月11日までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年1月16日 午後1時30分
イ 場所 熊本県立図書館 会議室
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に入札前日までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県教育庁社会教育課（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6692
ダイヤルイン 096-333-2697
- 6 その他
(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数（60月）を乗じて得た額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約保証金
契約しようとする者が、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月数（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者は、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- 7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
A set of servers and Personal computers and other supplies for "Kumamoto Prefectural Library System"
- (2) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (3) Date and place to submit bidding proposal
January 16th 2007 1:30 p.m.
Conference room (2nd floor)
Kumamoto Prefectural Library
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail
January 15th 2007
- (5) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department in charge of this bidding contract
Management Section, Social Education Division, Board of Education.
Prefectural Office of Kumamoto
6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto city.
Kumamoto Prefecture, 862 - 8570 Japan
Phone: 096 - 383 - 1111 Ext. 6692

(別添様式)

機 能 等 証 明 書

平成 年 月 日

熊本県教育長 柿塚 純男 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

FAX 番号

下記の入札において、納入を予定している物品は、要求仕様を全て満たしていることを証明します。

つきましては、入札説明書に基づき別添のとおり機能等証明関係書類を提出しますので、審査のうえ、入札の対象機器として承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 入札事項 熊本県立図書館システム用サーバー式及び端末機器等並びに周辺機器一式の賃貸借

2 借入物品及び数量

熊本県立図書館システム用サーバー式及び端末機器等並びに周辺機器一式

熊本県教育委員会告示第24号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成18年12月6日

熊本県教育長 柿 塚 純 男

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
熊本県立図書館システム用サーバ等一式及び端末機器等並びに周辺機器等一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年12月6日(水)から平成18年12月18日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成20年9月30日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日までに行う。

熊本県森林審議会公告第2号

熊本県森林審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年12月6日

熊本県森林審議会 会長 宮 崎 暢 俊

- 1 開催日時
平成18年12月21日(木)
午後2時00分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ
- 3 議題
 - (1) 地域森林計画の変更について
 - (2) 熊本県森林・林業・木材産業基本計画の見直しについて
- 4 報告等
 - (1) 森林保全部会の審議結果について
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県森林審議会事務局(熊本県農林水産部森林整備課森林計画班)
(電話 096-333-2434)

